

喜多方市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画策定支援業務委託仕様書

1 業務名

喜多方市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画策定支援業務委託

2 対象施設

喜多方市が所有する公共施設等

公共施設数：約 500 施設

インフラ資産：道路、橋りょう、上水道、下水道等

3 履行期間

業務委託契約を締結した日から平成 31 年 3 月 29 日（金）まで

※ 個別施設計画の策定作業は平成 31 年度末（予定）まで行うものであるが、平成 30 年度履行期日までに施設整備の方針の検討を行う。

平成 31 年度は施設整備の計画の検討を行うが、契約については、当該年度の予算が議決され、かつ平成 30 年度の履行状況が良好な場合に限り、再度契約を行うものとする。

4 業務内容

喜多方市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）の策定に向け、以下に掲げる項目について支援を行うものとする。

【各年度共通】

- (1) 事務局との協議・打合せ
- (2) 庁内会議等の運営支援
庁内会議において必要となる資料の作成や会議運営の支援を行うこと。（年 3 回程度）

【平成 30 年度】

- (1) 公共施設の現況整理（施設カルテから抜粋して再整理）・施設再配置に向けた課題の整理
- (2) 簡易劣化度診断の実施
 - ① 簡易劣化度診断に係る事前準備（調査シート及び診断マニュアルの作成、職員研修等の実施）
 - ② 簡易劣化度診断の実施及び分析
 - ※ 簡易劣化度診断は、原則として施設所管課職員が実施するものとする。
なお、詳細については協議のうえ決定するものとする。
 - ※ 簡易劣化度診断を実施する施設は、市民利用の多い施設及び学校等 200 施設程度を想定
- (3) 市民アンケート（1200 部程度）の実施（アンケート調査票・封筒の作成及び印刷、アンケート調査票の発送及び回収、調査結果の入力及び集計）

- (4) 施設整備の方針検討
 - ① 適正規模・配置に向けた方針の検討
 - ② 改築・改修等の整備に向けた方針の検討

【平成 31 年度】

- (1) 施設整備の計画検討
 - ① 施設の集約・複合化・廃止等の再編計画の取りまとめ。
 - ② 施設の改築・改修等の維持保全計画の取りまとめ。
- (2) パブリックコメントの支援
- (3) 個別施設計画策定支援

5 成果品

成果品については、出力データとして各 2 部と併せて電子媒体 (CD-R 等) を提出すること。なお、詳細については協議のうえ決定するものとする。

- (1) 業務報告書 (各種調査報告書、検討資料、各種提案書、打合せ (協議) 報告書等)
- (2) 市民アンケート結果 [平成 30 年度のみ]
- (3) 喜多方市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画書、同概要版 [平成 31 年度のみ]
- (4) その他市が必要とするものについて、協議のうえ成果品として納品する。

6 成果品の納入

- (1) 納入時期については、別途指示する。
- (2) 納入場所は、市が指示する場所とする。

7 その他

- (1) プロポーザルは技術的に最適な者を選定することから、具体的な業務は、技術提案書等に記載された内容を反映しつつも、発注者との協議に基づいて実施することとする。
- (2) 受託者は、喜多方市個人情報保護条例 (平成 18 年 1 月 4 日条例第 13 号) を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (3) 成果品の所有権、著作権、使用権はすべて本市に帰属するものとする。また、本市の承認を得ずに公表してはならない。
- (4) 委託業務を遂行するに当たり、業務のすべてを特定の業者に再委託することは禁止する。
- (5) 本仕様に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市と受託者と協議の上、業務を遂行するものとする。